

# 令和2年度第1回長野県契約審議会(書面審議)

開催期間 令和2年6月1日(月)から  
7月10日(金)(予定)まで

## 会議事項

### 1 審議事項

- (1) 取組方針の変更(案)
- (2) 令和元・2年度入札参加資格の付与期間の延長 【取組番号 20、21 等】
- (3) 建設工事の総合評価落札方式における加点項目の新設

### 2 報告事項

- (1) 会計局調査(公正入札調査委員会)の結果 【取組番号 14】
- (2) 長野県契約審議会第2期の審議実績

## 資料一覧表

### 1 審議事項

- (1) 取組方針の変更（案） . . . 資料1 (P1)
- (2) 令和元・2年度入札参加資格の付与期間の延長 . . . 資料2 (P3)
- (3) 建設工事の総合評価落札方式における加点項目の新設 . . . 資料3 (P8)

### 2 報告事項

- (1) 会計局調査（公正入札調査委員会）の結果 . . . 資料4 (P9)
- (2) 長野県契約審議会第2期の審議実績 . . . 資料5 (P10)

## 取組方針の変更（案）

### 1 趣 旨

長野県の契約に関する条例の基本理念を実現するため、取組方針を平成 26 年に策定し、その具体化にこれまで取り組んできた。

取組方針について、平成 29 年度の変更から 3 年が経過し、様々な取り組みが進んだことから、現段階での進捗状況を反映させるため、取組方針の変更を行う。

### 2 今回変更にあたっての考え方

変更する取組内容

- ・ 建設工事等における低入札価格調査の実施を反映させる。
- ・ 入札方式の統合を反映させる。
- ・ 「○今後、検討を進める取組」から「□既に実施している取組」となった項目を反映させる。
- ・ 入札参加資格の新客観点数の見直しによる変更

### 3 変更する取組項目

資料 1-2 「取組方針 現行と変更(案)の対比表」参照

□ : 既に実施している取組  
○ : 今後、検討を進める取組  
■ : 変更箇所

## 取組方針 現行と変更(案)の対比表

取組番号	現行		変更案		変更箇所説明
	実施状況	取組内容	実施状況	取組内容	
16	○	建設工事等及び建設工事等に係る委託において、低入札価格調査制度における適切な失格基準価格を研究する。【入札方式】	○	建設工事等及び建設工事等に係る委託において、低入札価格調査制度における適切な調査基準価格及び失格基準価格を研究する。【入札方式】	低入札価格調査の実施に伴い契約後確認調査を廃止したことを反映
17	○	建設工事等において、受注希望型競争入札に係る契約後確認調査の調査基準を、失格基準価格を踏まえ研究する。【検査、確認】	○	<del>削除</del> （建設工事等において、受注希望型競争入札に係る契約後確認調査の調査基準を、失格基準価格を踏まえ研究する。【検査、確認】）	
47	□	建設工事において、小規模な事業者を対象とした参加希望型競争入札を実施する。【入札方式】	□	<del>削除</del> （建設工事において、小規模な事業者を対象とした参加希望型競争入札を実施する。【入札方式】）	令和2年度から参加希望型競争入札は受注希望型競争入札に統合
62	○	建設工事において、事業者の「地域精進度」を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	□	建設工事において、事業者の「地域精進度」を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	令和元年8月から総合評価落札方式（地域貢献等簡易型）の試行開始
76	○	庁舎等の清掃業務及び警備業務において、適正な賃金水準を確保するため、実態調査を実施し、最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する。（一部実施済み）【入札方式】	□	庁舎等の清掃業務及び警備業務において、適正な賃金水準を確保するため、実態調査を実施し、最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する。（一部実施済み）【入札方式】	○今後検討を進める取組 →□既の実施している取組
87	□	建設工事等、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の個人住民税特別徴収の実施を評価する。【参加資格】	□	<del>削除</del> （建設工事等、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の個人住民税特別徴収の実施を評価する。【参加資格】）	令和元年度から「個人住民税特別徴収」を実施している企業に対する加点を廃止

# 令和元・2年度入札参加資格の付与期間の延長

【製造の請負、物件の買入れその他の契約の入札参加資格】  
 【建設工事等の入札参加資格】  
 【森林整備業務の入札参加資格】

【取組番号 20、21等】

## 1 概要

各種入札参加資格（製造の請負、物件の買入れその他の契約の入札参加資格、建設工事等の入札参加資格、森林整備業務の入札参加資格）の資格付与期間は、通常1単位を2年間としているが、新型コロナウイルス感染拡大等現下の社会情勢に鑑み、現行の参加資格の付与期間を一律1年間延長し、3年間とすることとする。

## 2 実施内容

### 【製造の請負、物件の買入れその他の契約の入札参加資格】

	資格付与期間
現行	平成31年4月1日～ <u>令和3年</u> 3月31日
変更後	平成31年4月1日～ <u>令和4年</u> 3月31日

### 【建設工事等の入札参加資格、森林整備業務の入札参加資格】

	資格付与期間
現行	令和元年5月1日～ <u>令和3年</u> 4月30日
変更後	令和元年5月1日～ <u>令和4年</u> 4月30日

## 3 延長が必要な理由

- (1) 新型コロナウイルスの感染が拡大し、また収束時期が見通せない状況下において、多数の事業者に応務を負担させ、また多大な社会的活動を発生させることは、適切ではないため。
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大の影響により今回の契約審議会が書面審議となり、次回以降の開催形態が不明である状況下、次回入札参加資格申請に向けた改正内容の審議が充分に行えないため。

#### 建設工事に係る資格について

現在、「建設キャリアアップシステム」を新客観点数の項目として追加することを検討しているが、(一財)建設業振興基金が行っている登録事務が、新型コロナウイルス感染拡大の影響により事業者の申請から登録までに大幅な遅延が生じている。このため今年度に資格付与を行うと、事業者間に不公平が生じる。この観点からも、現行の資格を延長することが望ましい。

なお延長に当たっては、以下の理由から三つの資格を一律に延長することとしたい。

- ・ 県の施策を適時・適切に反映させるよう、各資格の加点内容を整合させるため。
- ・ 各資格を重複して申請する事業者の負担軽減を図る観点から、申請時期を同一とするため。

#### 4 現行と変更後のスケジュール

	令和2年												令和3年												令和4年				
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月					
契約審議会	★			★									★			★													
パブリックコメント		↔												↔															
審査基準の公表				★	★											★	★												
申請期間							↔													↔									
資格付与												★	★										★	★					

現行スケジュール
変更後スケジュール

#### 5 延長に伴う対応

希望する事業者に対しては、再審査を行う。

再審査：直近の経営状況に基づき、改めて審査し点数を付与し、等級区分等をし直すこと。建設工事等に係る資格では、従来から「中間審査」として、2年の期間中の1年経過時に希望する者に対して実施。

##### 【再審査を行う理由】

通常のスケジュールで資格を更新した場合には、より上位の等級に区分される筈の事業者にも、不利益が発生する可能性も考えられるため。

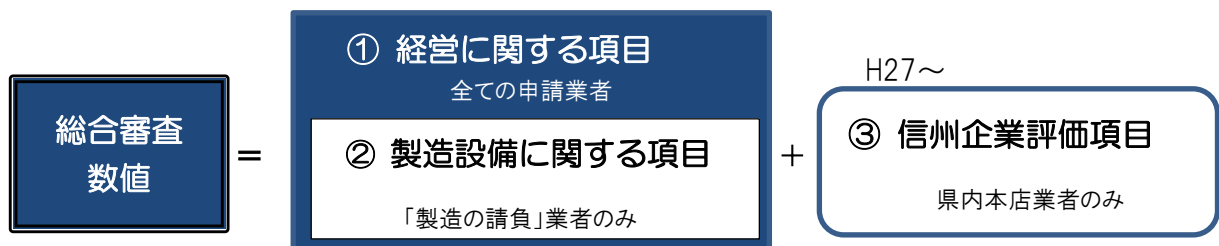
## 製造の請負、物件の買入れその他の契約の入札参加資格の概要

### 1 資格審査の概要

入札参加資格の基本要件（県税等に未納がないこと、暴力団員等でないこと、社会保険に加入していること等）を満たすことを確認のうえ、県の定める基準による経営規模等の総合審査数値に基づき、契約の種類ごとに等級を区分する。

区分		資格の種類	製造の請負	物件の買入れ	その他の契約
等級	A【全ての入札に参加可能】		92～127 点	80～112 点	
	B【予定価格 1000 万円未満の入札】		69～91 点	60～79 点	
	C【予定価格 300 万円未満の入札】		51～68 点	48～59 点	

### 2 審査項目及び点数



#### ① 経営に関する項目 (48～100 点)

直近の資本金、従業員数、売上高、流動比率など経営に関する事項について、県の定める審査基準により数値を付与するもの

#### ② 製造設備に関する項目 (3～15 点)

「製造の請負」の資格を申請する者について、営業品目の製造に係る自社設備（リース含む）の保有状況により数値を付与するもの

#### ③ 信州企業評価項目 (0～12 点)

契約に関する条例が謳う「社会的な責任を果たす事業者の育成」を目指し、県内本店業者が行う品質確保や環境配慮等の積極的な取組に対し数値を付与するもの

#### 【評価の考え方】

- (1) 取組の有用性が一般的に認知されているもの
- (2) 多種多様な業種で取組可能なもの（業種・業態を限らないもの）
- (3) 取組状況を申請者が客観的かつ簡易な書類で証明し得るもの
- (4) 一過性でない（継続的な）もの

### 3 資格付与期間

2年間（通常の場合、現行の資格は平成31年4月1日～令和3年3月31日）

## 建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等の概要

### 1 建設工事入札参加資格について

#### (1) 資格申請要件

- ア 建設業許可
- イ 経営事項審査の受審
- ウ 2年間の完成工事高
- エ 県税等に未納がないこと
- オ 暴力団員等でないこと
- カ 社会保険の加入

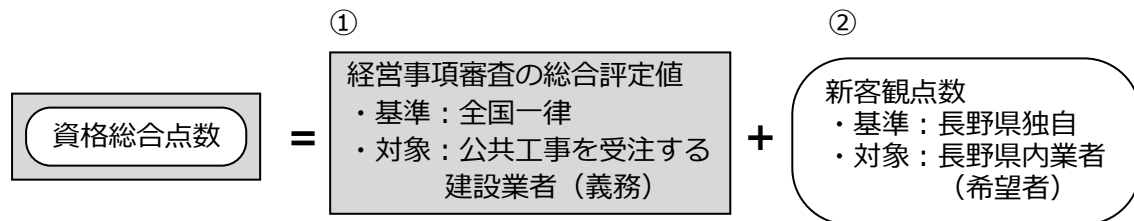
(図1) 例：R元・2の土木一式

	1,500万円 以上	800万円～ 8,000万円 未満	3,000万円 未満	1,500万円 未満	800万円 未満
点数	953以上	952～812	811～741	740～657	656以下
区分	A	B	C	D	E

#### (2) 資格総合点数

資格総合点数により、建設工事の種類ごとに工事の規模に応じて入札参加者を分類

(図1 参照)



#### ① 経営事項審査制度

公共工事を受注しようとする建設業者について、その業者の規模、施工能力、財務内容など経営に関する事項の審査を建設業法に基づき国土交通大臣又は都道府県知事が行う審査制度

#### ② 新客観点数

長野県が独自に、経営事項審査の総合評定値で評価される項目に加え、長野県に本店を有する業者を対象に、技術力、安全対策、環境配慮、労働環境などの配慮を行っている場合に加点するもの。平成15年度から実施

1項目につき3～50点を、難易度等に応じて設定。総合評定値の25%を上限

### 2 新客観点数の考え方

以下の全てを満足することが必要

- (1) 経営事項審査と重複しない
- (2) 県の施策と合致する
- (3) 客観的な証明が可能
- (4) 一過性でない（継続的）
- (5) 該当者が極端に多く（又は少なく）ない



## 森林整備業務の一般競争入札等に参加する者に必要な資格の概要

### 1 資格申請要件

- (1) 資本金の額が 200 万円以上であること
- (2) 成年被後見人等の登記がされていないこと
- (3) 県民税等に滞納がないこと
- (4) 業務管理者・専門技術者・技術作業員 2 名以上を有すること
- (5) 社会保険等に加入していること
- (6) 労働安全衛生管理体制等の資格者を有すること
- (7) 暴力団員等でないこと

### 2 資格総合点数

経営規模に応じた競争を進め、自社施工の原則に立った適正な施工体制を確保し、品質に優れた森林整備が行われるよう、格付けと発注標準金額を設定

$$\text{資格総合点数} = \text{客観的事項の総合評定値} + \text{新客観的事項の総合評定値}$$

#### (1) 客観的事項

経営事項審査の「完成工事高評点」（過去 2 年間の森林整備業務平均完成工事高による）と「技術職員の数の点数」（技術職員数による）に準じて算出

#### (2) 新客観的事項

「経営基盤」、「直営能力」、「労働福祉」、「労働安全」、「労働災害」、「労働環境」、「信用状態」、「社会貢献」を点数化。（最大 135 点。算出された新客観的事項の総合評定値は、客観的事項の総合評定値の 20% を限度として加点。）

例：令和元・2 の間伐等格付け別、資格総合点数及び応札可能金額

応札可能金額	100 万円以上	800 万円未満	500 万円未満
資格総合点数	745 以上	745～600	600 未満
区 分	A	B	C

## 建設工事の総合評価落札方式における加点項目の新設 (週休 2 日・ICT活用工事)

長野県では、建設現場の働き方改革を推進する観点から「週休 2 日工事」に取り組むとともに、建設産業の生産性向上や魅力の創出による担い手確保を目的に「ICT技術の活用」を推進しています。

さらなる推進を図るため、総合評価落札方式において、これらの取組を加点評価します。

### 1 評価内容

総合評価落札方式 工事成績等簡易型の全ての建設工事 <sup>(※1)</sup> において、週休 2 日工事、ICT活用工事の実績を有する企業、技術者を加点評価します。

なお、加点対象は公告日時点で履行実績証明書 <sup>(※2)</sup> の発行日から 1 年以内 <sup>(※3)</sup> の実績を有する企業、または、2 年以内の実績を有する技術者が評価対象となります。

#### (1) 週休 2 日工事

週休 2 日工事のうち、達成度が『達成』(完全週休 2 日または週休 2 日相当)の履行実績を「建設マネジメント」、「技術者要件」において評価

(※ 災害等の緊急を要する工事は、対象外とする。)

評価項目	評価点
建設マネジメント－週休 2 日実績	0.25
技術者要件－週休 2 日実績	0.25

#### (2) ICT活用工事

ICT活用工事の履行実績を「建設マネジメント」、「技術者要件」において評価

(※建築工事は対象外とする。)

評価項目	評価点
建設マネジメント－ICT実績	0.25
技術者要件－ICT実績	0.25

※1 ICT活用工事の加点評価は、予定価格 8,000 万円以上の建設工事を対象とする。(令和 2 年度)

※2 県工事において発行される工事成績評定通知書及び履行実績証明書。ただし、成績表定点が 65 点未満の実績は評価の対象としない。

※3 令和 3 年度までの間、企業の実績を発行日から 2 年間有効とする。

### 2 実施時期

令和 2 年 9 月の公告案件から適用

## 会計局調査（公正入札調査委員会）の結果

【取組番号 14】

### 1 談合情報に関する対応

- 長野県では平成15年度に、建設工事及び建設工事に係る委託についての入札談合等に関する情報を把握した際に、的確な処理を行うため「建設工事等談合情報対応マニュアル」を策定した。
- 同年度に会計局に談合調査担当を組織し、事案が発生した場合の対応を行っている。
- 「長野県の契約に関する取組方針」に基づき建設工事等以外の契約にも対応するため、「建設工事等談合情報対応マニュアル」を見直し、平成28年度から「長野県談合情報対応要領」により実施している。

### 2 会計局調査（公正入札調査委員会）について

- 発注機関は「長野県談合情報対応要領」に基づき、談合情報について調査し、会計局調査の必要性を判断する。
- 会計局調査が必要と判断された場合、会計局で調査を行い、結果について「公正入札調査委員会」で審議する。
- 「公正入札調査委員会」は、会計局長を委員長として、当該発注機関の長、当該発注機関を担当する会計センター所長、会計局契約・検査課長等の委員により構成される。

### 3 令和元年度・2年度における会計局調査（公正入札調査委員会）の結果

実施日	発注機関名	業種	調査概要	調査結果
令和2年 2月28日	松本 建設 事務所	土木一式 工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札経過書、入札時提出書類の分析</li> <li>・同種工事の入札結果との比較分析</li> <li>・入札関係者への聞き取り</li> </ul>	入札談合を疑うに足る事実を確認できなかった
令和2年 4月27日	佐久 建設 事務所	土木一式 工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札経過書、入札時提出書類の分析</li> <li>・同種工事の入札結果との比較分析</li> <li>・入札関係者への聞き取り</li> </ul>	入札談合を疑うに足る事実を確認できなかった

## 長野県契約審議会第2期の審議実績

長野県契約審議会の第2期（平成29年9月1日～令和2年8月31日）について、現時点における審議の実績は以下のとおりです。

### 1 開催回数

会 議	開催回数	審議事項	報告事項
契約審議会	12	21	50
説明請求審査部会	2	2	—

### 2 「長野県の契約に関する取組方針」の進捗状況

時 点	取組項目	取組状況	
		既の実施している取組	今後検討を進める取組
第1期終了時	91	71	20
第2期終了時 <small>(資料1の取組方針変更後)</small>	91	73	18※ <small>(資料5-2参照)</small>

※ 18項目のうち、16項目については試行により着手済。

### 3 審議事項の主な内容

#### (1) 平成29年度

- ・ 業務委託等における公募型見積合わせの拡大試行
- ・ 建設工事における総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）の試行
- ・ 建設工事における総合評価落札方式の低入札価格調査の実施

#### (2) 平成30年度

- ・ 業務委託等における総合評価落札方式の拡大
- ・ 建設工事におけるWTO案件等の技術提案点の見直し
- ・ 建設工事に係る委託業務における総合評価落札方式の低入札価格調査の実施

#### (3) 令和元年度

- ・ 建設工事における失格基準の見直し
- ・ 建設工事における総合評価落札方式（地域貢献等簡易型）の試行
- ・ 建設工事における参加希望型競争入札の見直し

## 取組方針のうち「今後検討を進める取組」18項目

取組番号	取組内容	備考
3	県の契約の件数、平均落札率等の契約状況の概要について、毎年度、県議会に報告するとともに、取組方針の策定等に際し意見を聴く。また、契約状況の概要について、長野県公式ホームページで公表する。【全般】	
7	「その他の契約」において、一般競争入札に加え、公募型見積合わせの導入を検討する。【入札方式】	
8	「その他の契約」において、透明性、公正性を確保するため、複数事務所の業務を集約し、一般競争入札又は公募型見積合わせとする一括契約の拡大を検討する。（庁舎等の警備業務、受付・電話交換、廃棄物処理業務等において一部実施済み）【その他】	
10	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、より適切な予定価格の設定について検討する。（庁舎等の清掃業務及び警備業務において一部実施済み）【全般】	
16	建設工事等及び建設工事等に係る委託において、低入札価格調査制度における適切な調査基準価格及び失格基準価格を研究する。【入札方式】	
17	建設工事等において、受注希望型競争入札に係る契約後確認調査の調査基準を、失格基準価格を踏まえ研究する。【検査、確認】	資料1で 削除説明済
18	庁舎等の清掃業務及び警備業務などの「その他の契約」において、一般競争入札に係る最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を導入、拡大する。（一部実施済み）【入札方式】	
19	印刷業務などの製造の請負において、最低制限価格制度の導入を検討する。【入札方式】	
27	「その他の契約」において、サービスの質の向上、環境配慮及び多様な労働環境の整備への取組を評価項目とする総合評価落札方式の拡大を検討する。（庁舎等の清掃業務において一部試行中）【入札方式】	
28	「その他の契約」のうち複数年契約に適するものについては、サービスの質の向上を図るため、その活用の拡大を検討する。（庁舎等の清掃業務、警備業務、受付・電話交換において一部実施済み）【その他】	
37	「その他の契約」のうち複数年契約に適するものについては、雇用の安定を図るため、その活用の拡大を検討する。（庁舎等の清掃業務、警備業務、受付・電話交換において一部実施済み）【その他】	
42	県の契約において、県産品の利用促進の入札方式等を検討する。【入札方式】	
43	県の契約において、「信州リサイクル製品認定制度」の普及拡大に併せ、信州リサイクル製品の利用促進を検討する。【その他】	
52	建設工事において、国の「建設会社における災害時の事業継続力認定」を受けている事業者を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】	
55	製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、地域要件等の設定方法について検討する。【入札方式】	
61	建設工事において、緊急時に迅速な対応が可能となる地域要件を設定する受注希望型競争入札を実施する。【入札方式】	
75	建設工事において、労働賃金の支払の実態を検証しつつ、適正な労働賃金の支払を評価する総合評価落札方式等を試行する。【入札方式】	
83	建設工事、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の届出をし、育児・介護休暇の規定を設けることなどの多様な労働環境の整備への取組を評価する。（一部実施済み）【参加資格】	